

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 白みりんミュージアム建築設計業務委託

2. 業務場所 流山市流山3丁目358番地の1ほか

3. 敷地概要

- ア) 用途地域 工業地域
- イ) 建ぺい率 60%
- ウ) 容積率 200%
- エ) 高度地区 第三種高度地区(20m)
- オ) その他 景観計画重点区域(流山本町区域)

4. 委託業務の概要

白みりんミュージアムを整備するための基本設計及び実施設計と積算一式。展示設計、地盤調査、測量、概算工事費作成、工事工程表作成、法令に係る関係官署手続きと資料作成、確認申請(計画通知)業務を含むものとする。

5. 委託期間

契約締結日の翌日より令和5年3月15日までとする。

6. 施設の概要

この設計業務のうち、想定する施設の概要は、以下のとおりとする。

ア) 敷地面積

約 1,500 m²

イ) 延べ面積

約 600 m²

ウ) 必要機能

以下の機能を備えた施設として計画すること。

①体験型学習・展示エリア：約 250 m²

②飲食・物販エリア：約 180 m²

③事務エリア(事務所・倉庫・更衣室等)：約 70 m²

④共用エリア(エントランス・トイレ・授乳室・その他)：約 100 m²

ただし、整備内容、各諸室の床面積、機能等の詳細については、協議の上決定するものとする。

エ) 駐車場・駐輪場

敷地内に車椅子使用者用駐車場を2台分、自転車駐輪場20台分を計画すること。

II 設計業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「流山市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用

特記事項の中は、(●)印の付いたものを適用する。

(○)印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

(●)印と(※)印が付いた場合は、共に適用する。

2. 業務責任者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する業務責任者等を適切に配置した体制とする。なお、「業務責任者等」とは、業務責任者、専門技術者の総称をいう。

(1) 業務責任者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による次の資格を有し、建築設計についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

※ 一級建築士

・ 建築設備士

・ 一級建築士又は二級建築士

(2) 専門技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、建築設計についての技術能力及び経験を有する者とする。

(3) 専門技術者の中から、建築（意匠および構造）、機械設備、電気設備の各部門に1名ずつ選定し、配置する。

(4) 業務責任者は次の部門に限り、専門技術者と兼務することができる。

※ 建築（意匠）

※ 建築（構造）

・ 機械設備

・ 電気設備

(5) 専門技術者は、以下の部門に限り兼務することができる。

※ 建築（意匠）と建築（構造）

※ 機械設備と電気設備

- ・ 建築（意匠）、建築（構造）、機械設備および電気設備

3. 業務計画書

業務計画書の内容は次による。

- (1) 業務責任者、専門技術者の氏名、業務経歴、及び各資格者証の写し
- (2) 協力者の会社名、住所、氏名、連絡先、業務経歴及び業務の再委託の範囲
- (3) 業務工程表
- (4) 実施要領書
- (5) 調査場所、方法、使用機械及び使用材料
- (6) その他必要事項

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

一般業務の内容は、国土交通省告示第98号別添一に掲げるものを原則とする。なお、敷地内における電気設備調査、機械設備調査、立木調査を含めるものとする。

(2) 追加業務

- ・ 標準貫入試験（JIS A1219）による地盤調査2箇所と土質資料採取（地質サンプリング）各1本。ポイント選定は敷地内の調査可能な場所とし、監督職員の承諾を得て行うこと。
- ・ 予定敷地（約1,500㎡）における平面測量及び水準測量
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合判定（手数料は本委託料に含む）
- ・ 体験型展示及びディスプレイに係る企画・設計・積算等（対象面積：約250㎡）

5. 主な業務の詳細

ア 基本設計及び実施設計と積算

意匠設計・構造設計・設備設計・外構設計等で、本施設整備を進めるうえで必要な設計業務とそれに係る積算業務一式。

イ 関係法令調査及び確認申請業務

流山市開発事業の許可基準等に関する条例、流山市景観条例や流山市街づくり条例に基づく届出など、敷地及び建物の整備をするにあたって必要になる関係法令の諸手続きについて、関係機関と事前に調整し、確認申請（計画通知）業務を行うこと。

ウ 展示設計

詳細は「展示設計特記仕様書」のとおりとする。

エ 概算工事費作成（基本設計時）

基本設計案による概算工事費の算定を行うこと。各概算数量を算出し、工事費内訳書を作成すること。

オ 工事工程計画の作成

工事工程計画を作成すること（令和4年12月15日までに提出）。

カ 地盤調査

地盤調査は以下による。

標準貫入試験（2箇所）：掘削位置は、監督員の承諾を得ること。試験機の規格および試験方法は JIS A1219（土の標準貫入試験方法）による。なお、調査深さは最深で GL-40mとし、支持地盤がそれ以深となることが判明した場合は、別途監督員と協議して決定する。

その深さまでに十分な強度を有する地盤を3～5m程度確認することができた場合は、その時点で掘り止めとすることができるものとする。ただし、砂礫層では、礫の影響により N 値が過大に出る傾向があるので、支持層決定には十分注意すること。

掘り止めの目安は表－1のとおりとする。

表－1 掘り止めの目安

土質	N 値	層厚さ (m)
粘性土	20 以上	5
砂質土	30 以上	5
砂礫・玉石・転石混じり土砂	50 以上	3

6. 貸与品等

本設計業務にあたり、貸与する図面及びその他必要な物品等は次による。

- ・地質調査報告書 なし あり
- ・建築確認済証 なし あり
- ・現況敷地図 なし あり（但 CAD データは JWW・DWG 形式）
- ・現況測量図 なし あり（但 CAD データは DXF 形式）
- ・損傷調査報告書 なし あり

（劣化・腐朽・損傷、不陸・柱傾斜）

- ・修理履歴等調査報告書 なし あり

（目視で可能な範囲での痕跡調査、所有者等へのヒアリング、所有者からの提供史料を基にした建物の増改築や修理履歴等）

8. 成果物

成果物は以下のとおりとする。なお、紙ベース（原則2部）及びデータ（CD-R又はDVD-R）形式で、提出するものとする。

- (1) 一般及び追加業務に係る成果図書
- (2) 展示設計に係る成果図書
- (3) 工事費内訳書
- (4) 確認申請手続における事前協議報告書（省エネ適判・確認済証共）
- (5) 工事工程計画
- (6) 敷地調査・測量・地盤調査報告書（地質サンプル共）

9. その他

・委託の内容等は、本仕様書に記載のとおりとするが、現場状況、関係各機関との打ち合わせにより変更があった場合は、監督員と協議し、指示により業務を進めるものとする。なお、上記により委託の内容に軽微な変更が生じても委託の範囲内とする。